

(裏)

注意事項

- 1 15歳未満の者及び意思能力を有しない者は、印鑑登録の交付申請はできません。
- 2 本人が自ら申請する場合には、次のいずれかの方法で即日の登録・廃止ができます。
 - (1) 官公署発行の免許証、許可証及び身分証明書で写真を貼付したもの（マイナンバーカード等）を提示する方法
 - (2) 本市に印鑑登録している方が、申請者が本人に相違ないことを保証する方法
- 3 代理人による申請の場合、本人自らの申請であっても、上記2のいずれの方法にも該当しない場合には、本人の申請であることを確認するため、照会書を発送し、その回答書を持参されたときに、登録がなされます。（即日の登録はできません。）
- 4 登録されると、印鑑登録証をお渡ししますので、必ずお持ち帰りください。
- 5 印鑑登録の際は、必ず登録する印鑑を添えて申請してください。
- 6 登録できる印鑑は1人1個です。同一世帯内で同じ印鑑を登録することはできません。登録できる印鑑について、不明な点は事前に窓口で御確認ください。

※登録できない印鑑

- (1) 氏名、通称及び旧氏以外の事項を表しているもの
 - (2) ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
 - (3) 印影の大きさが一辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの
 - (4) 印影の大きさが一辺の長さ25ミリメートルの正方形に収まらないもの
 - (5) 印影に3分の1以上欠けのあるもの
 - (6) その他登録を受けようとする印鑑として適当でないもの
- 7 印鑑登録と同時に証明書が必要な場合は、この申請（届出）書中に請求枚数を記入し申請してください。

口頭確認

- | | | | | |
|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|--|------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 父の氏名 | <input type="checkbox"/> 母の氏名 | <input type="checkbox"/> 子の氏名 | <input type="checkbox"/> （ ）の生年月日 | <input type="checkbox"/> 本籍地 |
| <input type="checkbox"/> 前住所 | <input type="checkbox"/> その他 | | | |